## 医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算の見直しについて(案)

- 医療DX推進体制整備加算のマイナ保険証利用率の実績要件について、これまでの利用率の実績や令和7年12月 1日に発行済みの健康保険証への経過措置が終了することを踏まえ、今後もより多くの医療機関・薬局で医療DX 推進のための体制を整備いただきつつ、時期に応じたメリハリのある評価とするため、マイナ保険証利用率の実 績要件を、令和7年10月から令和8年2月までと令和8年3月から同年5月までの2つの時期に分けて新たに設 定する。
- 「<u>小児科特例</u>」について、これまでの年齢階級別の利用実績を踏まえ、<mark>対応を継続</mark>する。
- 電子カルテ情報共有サービスについては、先の通常国会に提出された「医療法等の一部を改正する法律案」の成立・施行により本格稼働となるところ、現在、当該法律案が未成立であることや電子カルテ情報共有サービスに関する対応等を踏まえ、経過措置を令和8年5月31日まで延長する。

マイナ保険証利用率(案)						
利用率実績	R6.7∼	R6.10∼	R7.1∼	R7.7∼	R7.12∼	
適用時期	R6.10.1~R6.12.31	R7.1.1~R7.3.31	R7.4.1~R7.9.30	R7.10.1~R8.2.28	R8.3.1~R8.5.31	
加算1・4	15%	30%	45%	<u>60%</u>	<u>70%</u>	
加算2・5	10%	20%	30%	<u>40%</u>	<u>50%</u>	
加算3・6	5 %	10%	15% <sup>※ 1</sup>	25% <sup>*2</sup>	<u>30%</u> *3	

- ※1「小児科特例」:小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち 6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
- ※2 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に限り、「25%」とあるのは「22%」とする。
- ※3 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和8年3月1日から令和8年5月31日までの間に限り、「30%」とあるのは「27%」とする。

電子カルテ情報共有サービス(案)				
適用時期	∼R7.9.30	R7.10.1∼		
経過措置	令和7年9月30日まで	令和8年5月31日まで		